教育ローン【カード型】

（2025 年 4 月 1 日現在）

1. 商品名	教育ローン【カード型】
2. お申込み いただける方	当金庫に出資のある団体会員の構成員の方、またはご自宅もしくはご勤務先（事業所）が当金庫の事業エリア内（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）にある生協会員の方で、次の条件に全て該当する方 ・同一勤務先に 1 年以上勤務されていること （自営業等の給与所得者以外の方は 3 年以上） ・安定継続した年収（前年税込み年収）が 150 万円以上であること ・お申込み時の年齢が満 20 歳以上かつご契約時の年齢が満 65 歳未満で、最終ご返済時の年齢が満 76 歳未満であること ・当金庫指定の保証機関の保証を受けられること ※契約社員・パート社員の方や、自営業者等の方も一定の条件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。 ※会員企業（団体）の管理職の方も対象となります。 （1）団体会員とは、中央労働金庫に出資いただいている以下の団体をいいます。 ①労働組合　②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの （2）生協会員とは、中央労働金庫に出資いただいている生協のうち、生協組合員融資制度を導入している生協の組合員および同一生計家族の方をいいます。 ※対象とならない場合もございますので、詳しくは最寄りの営業店にお問い合わせください。
3. 商品の概要	・在学期間中（カードローンご利用期間中）は、教育ローンカードにより入学金、授業料等の必要な教育資金をご契約極度額の範囲内で反復してご利用いただき、カードローンご利用期間終了後は元利金のご返済を行っていただく商品です。 なお、在学期間中を上限としてお客様毎にご契約いただいたカードローンのご利用期間終了後は新たなお借入れはできません。
4. お使いみち	・ご本人および同居家族または非扶養を含む 2 親等以内の親族が在学する各種教育施設への納付金や、入学または在学するために必要な以下の教育関連資金等にご利用いただけます。ただし、個人の趣味に属する施設および家庭教師・個人授業・少人数の塾等は除きます。 ※事業性資金、投機目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません。 **【各種教育施設】** ・学校教育法等、法に定められた教育施設・機関 ・各種専門学校 ・予備校等 **【ご利用いただける主な教育関連資金】** ・入学金、授業料（前期分・後期分・年間全額）等の納付金 ・教科書・参考書代、制服代、学用品代、部活動費、通学定期券代、パソコン・タブレット購入代等（注①） ・施設設備費、実験実習費、体育費、寄付金、その他（冷暖房費・維持費等） ・下宿の敷金・礼金・その他（仕送り含む）（注②） ・6 ヵ月以上滞在する海外留学のための渡航費用・滞在費・納付金 ・受験費用（受験料、旅費・宿泊費等）（注③） ・他金融機関の教育ローンの借換資金（注④） （注①）パソコン・タブレット購入代のみではご利用いただけません。 （注②）仕送りのみではご利用いただけません。 （注③）受験費用のみではご利用いただけません。 （注④）お借換えは新規資金分とあわせて申込みの場合に限ります。

	【お使いみちと所要金額を確認させていただくための書類】 お申込み時にお使いみちと所要金額がわかる以下の書類のご提出が必要となります。 ①教育資金融資の資金使途明細書（金庫所定書式） ②入学または在学証明書類（入学許可証･合格通知書･在学証明書･学生証の写し等） ③学校納付金などの必要資金が記載された書類等の写し
5. 貸越極度額 （借入限度額）	・10 万円以上 1,000 万円以内（10 万円単位） ※お客様の雇用形態や審査の内容によっては、貸越極度額（借入限度額）が異なる場合がございますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。
6. ご利用期間 および ご返済期間	・カードローンご利用期間、元利金ご返済期間合わせて 20 年以内です。 ただし、カードローンご利用期間の上限は在学期間を限度として 7 年となります。
7. ご利用媒体	（１）教育ローンカード ・提携金融機関やコンビニなどのＡＴＭ・ＣＤを利用して「教育ローンカード」のお引出しをされた場合、ＡＴＭ・ＣＤ利用手数料相当分を即時、当金庫がお客様のご利用口座へキャッシュバックします。 ※キャッシュバックの回数は無制限となります。 （２）インターネットバンキング ・インターネットバンキングの機能を使用して、スマートフォン・パソコンにて資金移動（当金庫普通預金口座への入金等）を行うことができます。 ・ご利用いただけるのは、インターネットバンキングのご利用時間帯に限ります。 ※インターネットバンキングご利用時の留意点 ・インターネットバンキングご利用時の通信に関わる費用はお客様のご負担となります。 ・インターネットバンキングは一部ご利用いただけない機種・日・口座があります。
8. ご融資金利	**【変動金利】** （１）カードローンご利用期間中 貸出金の金利は、既往貸出分も含めて年4回（改定日：2月1日、5月1日、8月1日、11月1日）当金庫が定める「教育ローン（カード型）基準金利」の変動幅に連動して見直しを行う変動金利型となります。また、改定後の金利の適用は以下のとおりとなります。 ①改定日に貸越残高がある場合は、改定月の定例返済日より適用となります。 ※改定月前月の定例返済日以降、改定日前日までの間に初めてご利用した場合（全額返済後の再利用を含む）、実際に定例返済する日（次々回の定例返済日）より適用となります。なお、改定日から実際に定例返済する日までの間に全額返済した状態で再利用した場合、再利用した日より適用となります。 ②改定日に貸越残高がない場合は、改定日直後のご利用日より適用となります。 （２）元利金ご返済期間中 当金庫が定める「労金変動型住宅ローンプライムレート」の変動幅に連動して適用金利が年 2 回変動する変動金利型となります。 ・金利は 4 月 1 日と 10 月 1 日の見直し基準日に見直します。見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・4 月 1 日の基準金利を直後の 6 月の返済日の翌日より、10 月 1 日の基準金利を直後の 12 月の定例返済日の翌日より反映させます。 ・返済額は金利変更の都度、見直します。新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。
9. ご返済方法	（１）カードローンご利用期間中 毎月の定例返済日にお利息のみご指定の当金庫普通預金口座から引き落としさせていただきます。 利息の計算方法は、前回定例返済日から当月の定例返済日前日までの毎日の最終借入残高に対して、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算にて算出します。

	（２）元利金ご返済期間中 毎月の定例返済日に約定返済金（元金・利息）をご指定の当金庫普通預金口座から引き落としさせていただきます。また、お借入金額の 50%を上限として、年 2 回の加算返済（ボーナス時増額返済）を併用することも可能です。 なお、元利金の返済内容については、当初申込時に設定いただきます。 実際のご返済内容については、元利金返済の開始前に返済予定表にてあらためてご案内します。 ご返済開始後に内容の変更を希望される場合は、別途書面の提出が必要になります。
10. 初回ご返済日	・カードローン初回ご利用時（全額返済後の再度のご利用を含みます）における初回ご返済日は次々回の定例返済日となります。 【例１】定例返済日が毎月 25 日で初回のご利用日が 7 月 20 日の場合は 8 月 25 日が初回返済日となります。 ・次回返済日　　：7/25 … 定例返済はありません ・次々回返済日　：8/25 … 初回返済日（お利息のみ支払い） 【例２】定例返済日が毎月 25 日で初回のご利用日が 7 月 30 日の場合は 9 月 25 日が初回返済日となります。 ・次回返済日　　：8/25 … 定例返済はありません ・次々回返済日　：9/25 … 初回返済日（お利息のみ支払い）
11. 随時の返済／繰上返済	（１）カードローンご利用期間中 毎月の定例返済（利息返済）に加えて随時のご返済（任意の金額）が可能です。 （２）元利金ご返済期間中 毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要なため、繰上返済金額は経過利息金額を超えた金額でのお取扱いとなります。 ・随時の返済・繰上返済は共に、金額に関わらず定例返済とはなりません。定例返済日より前に返済された場合でも、次回定例返済日には定例返済額が返済用口座から引き落としとなります。また、随時の返済・繰上返済（全額返済を含む）手数料は、無料となります。
12. 担　保	・不要です。
13. 保　証	・当金庫指定の保証機関をご利用いただきます。 ・保証料はお客様のご負担となり、別途、以下の保証料が上乗せされます。 （１）団体会員の構成員の方：年 0.7% （２）生協会員の方　　：年 1.2% ※ご契約いただいた時期により保証料が異なる場合がございます。詳しくは、最寄りの営業店にお問い合わせください。
14. 契約の更新	・カードローンご利用期間中は 1 年毎にご契約期間を更新いたします。 ・ご契約期間は当初のご契約日の 1 年後応当日の前日までとし、以降、1 年毎の自動更新とします（更新審査あり）。 なお、更新審査の結果、継続をお断りさせていただくこともございます。
15. 自動機における 1 日あたりのご利用限度額	・ＡＴＭ等の自動機におけるカードローンの 1 日のご利用限度額は、50 万円以内です。なお、お客様にお手続きいただくことで、ご利用額は上限 100 万円までの範囲で変更可能です。 ・1 日のご利用限度額を超える金額のご利用を希望される場合は、お取引店もしくは最寄りの営業店でお手続きをお願いいたします。
16. 教育機関に在籍しなくなった場合	・本教育ローンの対象となっている教育機関を退学等により在籍しなくなった場合は、お取引店までお知らせください。ご利用いただいている貸越残高を確定のうえ、元利金返済に移行させていただきます（以降の新たな借入はできなくなります）。

17.苦情処理措置 （お問い合わせ・相談・苦情等の受付窓口）	・ご契約内容や商品に関するお問い合わせ・相談・苦情等は、お取引店か最寄りの営業店または下記のフリーダイヤルにて受付けます。 【お問い合わせ窓口：お客様相談デスク】　0120-86-6956 受付時間　平日　午前9時～午後6時 【苦情相談窓口：お客様サポート】　0120-851-581 受付時間　平日　午前9時～午後5時 ・当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組みの概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 **【当金庫ホームページ　https://chuo.rokin.com】**
18.紛争解決措置 （第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫の「お客様サポート」またはろうきん相談所にお申し出ください。 ・お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会　ろうきん相談所】　0120-177-288 受付時間　平日　午前9時～午後5時
19.その他	・その他詳しい内容、返済額の試算についてご希望がありましたら、最寄りの営業店にお気軽にご相談ください。 ・ご入学の場合、合格発表と入学金等の納付期間が短い場合がありますので、お早めにお申込みください。 ・ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。

中央労働金庫